

特別養護老人ホームかたくり荘ユニット型 料金表

(ユニット型個室)

令和4年10月1日から

利用者負担第1段階(市町村民税世帯非課税・生活保護受給者など)

31日分利用料

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	300	820	747	6	18	4	8	50	110	2,028	562	391	62,134円
2	300	820	813	6	18	4	8	50	110	2,198	609	424	64,430円
3	300	820	885	6	18	4	8	50	110	2,383	660	459	66,933円
4	300	820	950	6	18	4	8	50	110	2,550	707	492	69,195円
5	300	820	1,015	6	18	4	8	50	110	2,718	753	524	71,456円

利用者負担第2段階(市町村民税世帯非課税・年金80万円以下の方)

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	390	820	747	6	18	4	8	50	110	2,028	562	391	64,924円
2	390	820	813	6	18	4	8	50	110	2,198	609	424	67,220円
3	390	820	885	6	18	4	8	50	110	2,383	660	459	69,723円
4	390	820	950	6	18	4	8	50	110	2,550	707	492	71,985円
5	390	820	1,015	6	18	4	8	50	110	2,718	753	524	74,246円

利用者負担第3段階①(市町村民税世帯非課税・年金80万円～120万円以下の方)

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	650	1,310	747	6	18	4	8	50	110	2,028	562	391	88,174円
2	650	1,310	813	6	18	4	8	50	110	2,198	609	424	90,470円
3	650	1,310	885	6	18	4	8	50	110	2,383	660	459	92,973円
4	650	1,310	950	6	18	4	8	50	110	2,550	707	492	95,235円
5	650	1,310	1,015	6	18	4	8	50	110	2,718	753	524	97,496円

利用者負担第3段階②(市町村民税世帯非課税・年金120万円超)

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	1,360	1,310	747	6	18	4	8	50	110	2,028	562	391	110,184円
2	1,360	1,310	813	6	18	4	8	50	110	2,198	609	424	112,480円
3	1,360	1,310	885	6	18	4	8	50	110	2,383	660	459	114,983円
4	1,360	1,310	950	6	18	4	8	50	110	2,550	707	492	117,245円
5	1,360	1,310	1,015	6	18	4	8	50	110	2,718	753	524	119,506円

利用者負担第4段階(市町村民税世帯課税)

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	1,445	2,006	747	6	18	4	8	50	110	2,028	562	391	134,395円
2	1,445	2,006	813	6	18	4	8	50	110	2,198	609	424	136,691円
3	1,445	2,006	885	6	18	4	8	50	110	2,383	660	459	139,194円
4	1,445	2,006	950	6	18	4	8	50	110	2,550	707	492	141,456円
5	1,445	2,006	1,015	6	18	4	8	50	110	2,718	753	524	143,717円

特別養護老人ホームかたくり荘ユニット型 料金表

令和4年10月1日から

自己負担2割

31日分利用料

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	1,445	2,006	1,494	12	36	8	16	100	220	4,056	1,124	782	161,809円
2	1,445	2,006	1,626	12	36	8	16	100	220	4,396	1,218	847	166,400円
3	1,445	2,006	1,770	12	36	8	16	100	220	4,766	1,321	919	171,409円
4	1,445	2,006	1,900	12	36	8	16	100	220	5,101	1,413	983	175,930円
5	1,445	2,006	2,030	12	36	8	16	100	220	5,435	1,506	1,048	180,452円

自己負担3割

介護度	食費	居住費	基本料	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	夜勤職員配置	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(月)	口腔衛生管理加算(Ⅱ)(月)	処遇改善加算8.3%(月)	介護職員等特定処遇改善加算2.3%(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%(月)	合計(月)
1	1,445	2,006	2,241	18	54	12	24	150	330	6,084	1,686	1,173	189,223円
2	1,445	2,006	2,439	18	54	12	24	150	330	6,593	1,827	1,271	196,109円
3	1,445	2,006	2,655	18	54	12	24	150	330	7,149	1,981	1,378	203,622円
4	1,445	2,006	2,850	18	54	12	24	150	330	7,651	2,120	1,475	210,405円
5	1,445	2,006	3,045	18	54	12	24	150	330	8,153	2,259	1,572	217,188円

その他の介護サービス加算

項目	日額 1割負担	日額 2割負担	日額 3割負担	備考
看護体制加算Ⅰ	4円	8円	12円	常勤の看護師を1名配置。
看護体制加算Ⅱ	8円	16円	24円	基準を上回る看護職員の配置と、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されている。
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	18円	36円	54円	夜勤職員が基準より1名多い。
外泊時費用	246円	492円	738円	入院、外泊した場合、所定単位数に代えて算定されます。
初期加算	30円	60円	90円	生活に慣れるまでの様々な支援(入居30日間)。
看取り介護加算	72円	144円	216円	死亡日以前31日以上45日以下
	144円	288円	432円	死亡日以前4日以上30日以下
	680円	1360円	2040円	死亡日の前日及び前々日
	1280円	2560円	3840円	死亡日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	月額	月額	月額	入所者ごとの、ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。提出したデータのフィードバックを、必要に応じて施設サービス計画を見直すなどによって活用している。
	50円	100円	150円	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	月額	月額	月額	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生等管理計画を作成。歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔衛生等管理を月2回以上実施、口腔衛生等管理について、介護職員に具体的な技術的助言及び指導、相談等必要に応じ対応。口腔衛生に関するデータを厚生労働省に提出。
	110円	220円	330円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数(基本報酬単位+各種加算)×8.3%が料金に加算されます。			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを取得し、職場環境等要件や介護福祉士の配置等要件を満たした場合、所定単位数(基本報酬単位+各種加算)×2.7%が料金に加算されます。			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを取得し、職場環境等要件を満たした場合、所定単位数(基本報酬単位+各種加算)×2.3%が料金に加算されます。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを取得している場合、所定単位数(基本報酬単位+各種加算)×1.6%が料金に加算されます。			